

「羽咋市公式ホームページ」にかかる有料広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、羽咋市が公開・管理する「羽咋市公式ホームページ」に掲載できる広告の取扱いについて、羽咋市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）、羽咋市有料広告掲載取扱基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ホームページ 市が管理するホームページのトップページ（<http://www.city.hakui.lg.jp/>）をいう。
- （2）広告 文字又は画像で表示された情報で、要綱第9条による広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（掲載の申込み）

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、羽咋市有料広告掲載取扱要綱第8条に規定する掲載申込書（様式第2号）に掲載しようとする広告の版下を添えて、当該広告を掲載しようとする日の21日前（当該日が、日曜日、土曜日又は国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに、ホームページを担当する課（以下「主管課」という。）へ提出しなければならない。

（決定）

第4条 市は前条により、申込みがあった場合は、要綱、基準及び本要領並びに関係法令に基づき審査を行い、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

（広告の大きさ及び掲載位置）

第5条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の掲載位置は、ホームページの下段のうち、市が指定する箇所とする。ただし市が、ホームページの編成上、支障があると認めるときは、掲載位置を変更することができる。

3 広告の規格は、次のとおりとする。

- （1）サイズ：50×120ピクセル（10KB以下）
- （2）アニメーションGIF可（閲覧者の目への負担が大きくないものであること）
 - ① アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。
 - ② 画面の切り替え表示を行う場合は、明度差が大きすぎないように十分配慮すること。
 - ③ 文字色と背景色の明度差を十分確保するとともに、文字背に画像や写真を使用

する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1 枠当たり月額3, 0 0 0 円（消費税相当額含む）とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、広告の掲載料を納入しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成2 1 年3 月1 日から施行する。

この要領は、平成2 6 年4 月1 日から施行する。

この要領は、平成2 8 年4 月1 日から施行する。

この要領は、令和2 年4 月1 日から施行する。